

1. 業務名 愛媛森林管理署北久米公務員宿舎各室便器取替工事
2. 実施場所 愛媛森林管理署 北久米公務員宿舎（愛媛県松山市北久米町83-1）
3. 事業内容 別紙「仕様書（数量内訳書）」のとおり
4. 契約金額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇.―
（うち、消費税及び地方消費税額 ¥〇〇〇,〇〇〇.―）
5. 契約期間 令和8年 月 日から令和 年 月 日
6. 支払場所 愛媛森林管理署
7. 契約保証金 免除する。
8. 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 愛媛森林管理署長 山口 正浩（以下「甲」という。）と、請負者 ○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）は、次の条項により締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)甲 愛媛県松山市朝美2-6-32
分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 山口 正浩

(請負者)乙 ○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○○○ ○○ ○○

契約条項

(権利義務の譲渡等の禁止)

第1条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(作業物件又は作業内容の変更等)

第2条 甲は、必要のある場合には、作業物件又は作業内容を変更することができる。この場合において、請負代金を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(基準に不適合の場合)

第3条 乙の実施した作業が仕様書及び基準表に示すものと適合していないと甲が認めるときは、その作業の手直しを命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

(損害賠償責任)

第4条 乙の作業員が故意又は過失により作業物件その他、宿舍の設備又は備付物件等を亡失又は棄損したときは、乙は直ちに自己の負担においてこれを補修し、取り替え、又は甲の指示に従い賠償の責を負わなければならない。

2 乙の作業員が第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその責を負わなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(請負代金の支払)

第5条 甲は検査完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(業務内容の変更)

第6条 甲は、必要があるときは、業務内容を変更し、もしくは中止または打切ることができる。

この場合、契約金額または契約期間を変更するときは、甲、乙、協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、給付の完了のものについては適用しない。

- (1) 乙において契約上の義務を履行せず又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく乙が契約解除を申し出たとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第8条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第9条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外の事項)

第10条 この契約書（仕様書を含む。）に定めない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。